

○財務省告示第百五十号
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に
基づき、平成二十二年四月十五日に発行した個人
向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年四月二十七日

財務大臣 菅 直人

| 一 | 名称及び記号 | 個人向け利付国庫債券（固定・五年）（第十八回） |
|---|---------------|--|
| 二 | 発行の根拠法律及びその条項 | 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 |
| 三 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。額面金額で千四百二十七億二千三百四十六万円 |
| 四 | 発行額 | 額面金額で千四百二十七億二千三百四十六万円 |
| 五 | 最低額面金額 | 一万円 |
| 六 | 振替単位 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 |
| 七 | 発行日 | 平成二十二年四月十五日 |
| 八 | 発行価格 | 額面金額百円につき百円 |
| 九 | 利率 | 年〇・四八パーセント |
| 十 | 初期利子 | 平成二十二年十月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは |

十一 第二期以後の利子

十二 償還期限
十三 償還金額
十四 払込期日
十五 払込場所
十六 中途換金の取扱い

十七 中途換金の特例

、その翌営業日に支払う（以下
、次号及び第十二号において規
定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.48}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年四月十五日及び十月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。
平成二十七年四月十五日
平成二十二年四月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十二年四月十五日
日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成二十
四年四月十五日以後において行
うこととし、その買取金額は、
次の算式により算出した金額と
する。

$$\frac{\text{前号による取扱いのほか、個人} \times \frac{80}{100} \times \frac{1}{4}}{\text{償還金額} + \text{償還金額} \times \frac{1}{2} + \text{償還金額} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} + \text{償還金額} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2}}$$

（昭和二十五年法律第七十三号
）第二十一条の四第一項に規定
する特別障害者扶養信託契約の
受益者を含む。）が、死亡した
ときにはその相続人が又はそ
の居住する市町村（特別区を含
み、地方自治法（昭和二十二年
法律第六十七号）第二百十二年
条の十九第一項の指定都市にあ

つては、当該市又は当該市の区
とす。の区域において、災
害救助法（昭和二十二年法律第
百十八号）による救助の行われ
る災害が発生し、当該災害にか
かったときには当該個人向け国
債を有する者が、平成二十四年
四月十五日前であつても、当該
個人向け国債の中途換金を請求
することができるものとし、そ
の買取金額は、次の区分に応じ、
それぞれの算式により算出した
金額とする。

(一) 平成二十三年十月十五日か
ら平成二十四年四月十五日前
までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当す
る金額 - (利子に相当する金
額 $\times \frac{80}{100} \times 3$ + 経過利子に相当
する金額)

(二) 平成二十三年四月十五日か
ら平成二十三年十月十五日前
までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当す
る金額 - (利子に相当する金
額 $\times \frac{80}{100} \times 2$ + 経過利子に相当
する金額)

(三) 平成二十二年十月十五日
から平成二十三年四月十五日
前までの間の場合

